

# 群馬県適正化通信 NO. 161(令和4年1月号)

## 2021年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、昨年の12月17日付けで、「2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請事業所「新規・更新」合わせて7,280事業所のうち、7,090事業所が2021年度安全性優良事業所として認定され、全認定事業所数は28,026事業所（全事業所の32.1%）となりました。群馬県においては、新規・更新を合わせた申請事業所155事業所のうち、148事業所が認定され、認定事業所数は549事業所、取得率は32.6%となりました。

### 1. 安全性優良事業所認定状況（2011年度以前は省略）（2021年12月17日現在）

年 度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	
認定事業所数	群馬県	354	386	443	459	477	488	501	509	526	549
	取得率	21.4%	23.7%	27.2%	28.2%	29.1%	29.7%	30.4%	30.5%	31.5%	32.6%
認定事業所数	全国	18,119	19,257	21,125	22,372	23,414	24,482	25,343	26,192	27,065	28,026
	取得率	21.6%	23.0%	25.3%	26.7%	27.8%	28.9%	29.6%	30.5%	31.3%	32.1%

### 2. 2021年度申請事業所数及び認定事業所数 ( ) の数字は申請事業所数

	新規	初更	2更	3更	4更	合計
群馬県	38 (40)	27 (27)	23 (26)	33 (33)	27 (29)	148 (155)
全国	1,520 (1,611)	1,392 (1,411)	1,495 (1,536)	1,489 (1,509)	1,194 (1,213)	7,090 (7,280)

### 3. 安全性優良事業所における安全運行の徹底について

「Gマーク」ステッカー貼付車両による法令違反や法定速度超過、無理な割り込みや無謀運転等の悪質な行為に対する苦情、問い合わせ等が多発しています。

Gマーク制度の信頼性を維持するため、安全性優良事業所が他事業所の模範となるよう、所属ドライバーに対する指導・教育及び安全運行の更なる徹底をお願いします。

#### 【危険運転等悪質違反行為に係る苦情が寄せられた場合】

適正化実施機関へ危険運転等の悪質違反行為に係る苦情等が寄せられた場合、事実関係及び事実関係を踏まえて講じた改善措置について報告を求めたうえ、必要な指導を行いますが、適切な改善措置が実施されていないと認められる場合には、是正指導を行うと共に改善措置の実施を求めます。さらに適切な改善措置が実施されていないと認められる場合には、当該事業所に対する巡回指導を実施し、巡回指導の結果に基づき再評価を行います。なお、令和3年1月以降、県内Gマーク取得事業所に対する苦情は20件ありました。

再評価の結果、認定に必要な評価の基準点数を満たさない場合には認定の継続ができなくなることがあります。

### 4. Gマークステッカーの適切な使用について（期限切れステッカーの使用など）

適切でない「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定の取り消しがなることがあります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。